香芝市告示第１９３号

香芝市保育所等の利用調整に関する要綱を次のように定める。

令和７年９月２６日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市保育所等の利用調整に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条第３項の規定に基づく保育所等（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用される同法第２４条第３項の規定による保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第２７条第１項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の利用についての調整（以下「利用調整」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用調整）

第２条　利用調整は、次に掲げる利用希望保護者（香芝市内の保育所等における保育の実施を希望する児童の保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日において実施するものとする。

(1) 保育所等の４月からの利用を希望し、前年の１０月３１日（その日が香芝市の休日を定める条例（平成元年条例第２９号）第１条第１号に規定する日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日）までに香芝市保育の実施に関する条例施行規則（平成２７年規則第５号）第２条第１項の規定による利用の申込み（以下「利用申込み」という。）をした利用希望保護者　同年の１１月３０日（その日が休日等に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日）

(2) 前号の利用希望保護者であって、保育所等の利用の決定に至らなかったもののうち、当該年の１２月２０日（その日が休日等に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日）までに再度利用申込みをした利用希望保護者　同年の１２月２７日（その日が休日等に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日）

(3) 保育所等の４月からの利用を希望し、当該年の３月５日（その日が休日等に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日）までに利用申込みをした利用希望保護者（第１号の利用希望保護者を除く。）　前年の１２月２８日から翌年の３月５日までの各日（休日等を除く。）

(4) 保育所等の４月以外の月からの利用を希望し、利用希望月の前月の１日から同日から起算して５日（休日等の日数は、算入しない。）を経過する日までの間に利用申込みをした利用希望保護者　同日

(5) 保育所等の４月以外の月からの利用を希望し、利用希望月の前月の２０日（その日が休日等に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日。以下同じ。）までに利用申込みをした利用希望保護者（前号の利用希望保護者を除く。）　同号に定める日の翌日から利用希望月の前月の２０日までの各日（休日等を除く。）

（利用決定の優先等）

第３条　市長は、利用調整に当たっては、利用希望保護者の保育の実施の必要性を示す指数（以下「利用調整指数」という。）の高い者から順に保育所等の利用を決定するものとする。この場合において、利用する保育所等については、香芝市保育の必要性の認定に関する規則（平成２７年規則第２１号）第２号様式（以下「第２号様式」という。）の希望施設の第１希望から第９希望までの欄に記載された施設の順に決定するものとする。

２　市長は、前項の規定によっても保育所等の利用を決定できない場合は、香芝市保育の実施に関する条例施行規則第３条の規定により、保育所等の利用の承諾の保留を決定するものとする。

３　利用調整指数は、利用希望保護者の保育を必要とする事由（子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第１条の５各号に掲げる事由をいう。）に応じた別表第１の基礎指数（以下「基礎指数」という。）に別表第２の調整指数を加減し、算定するものとする。

４　利用希望保護者の基礎指数は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 利用希望保護者の児童（以下この項において「児童」という。）に両親がいる場合　両親それぞれに該当する基礎指数を合算する。

(2) 児童に両親が共におらず、同居の祖父母（以下この項において「祖父母」という。）がいる場合　祖父母それぞれに該当する基礎指数を合算する。

(3) 児童に両親が共におらず、祖父母の一方がいる場合　当該祖父母に該当する基礎指数とする。

(4) 児童に両親及び祖父母が共にいない場合　別表第１の１５①の基礎指数とする。

５　市長は、利用調整指数が同点の場合は、別表第３に定める順位により、保育所等の利用を決定するものとする。

６　市長は、前項の規定によっても保育所等の利用を決定できない場合は、次

条第１項の利用調整会議における審議を経て、保育所等の利用を決定するものとする。

７　市長は、次条第１項の利用調整会議における審議を経て、子ども・子育て支援法施行規則第１条の５第８号に該当するおそれがあり、又はその他支援を要すると見込まれる利用希望保護者であると認めるときは、前各項の規定にかかわらず、他の利用希望保護者に優先して保育所等の利用を決定することができる。この場合において、利用する保育所等については、市長が適当と認める施設とする。

（利用調整会議）

第４条　利用調整会議は、保育幼稚園課及び児童福祉課の職員をもって組織する。

２　利用調整会議は、保育幼稚園課長が必要に応じて招集する。

３　利用調整会議の議長は、保育幼稚園課長をもって充てる。

４　保育幼稚園課長は、必要があると認めるときは、利用調整会議にその審議の対象となる保育所等の職員その他香芝市の職員を出席させ、当該保育所等の状況の報告、利用希望保護者の利用調整に関する意見その他必要な協力を求めることができる。

５　保育幼稚園課長は、利用調整会議において審議し、又は調整した選考に関する事項を記録しておくものとする。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、利用調整に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年９月２６日から施行する。